官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可
日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔法　律〕
○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（一）　三
○株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（二）　六

〔政　令〕
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（四三）　七
○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行期日を定める政令（四四）
○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（四五）

〔省　令〕
○平成二十四年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令の一部を改正する省令（総務一〇）
○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二）
○大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（環境四）　八

〔告　示〕
○総合特別区域法第二十八条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（内閣府二二～二六）
○総合特別区域法第五十六条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（同二七～三一）
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務九六）　九
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務六四）
○文化財を重要文化財に指定する件（文部科学二三）
○重要文化財（建造物）を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁五）　一〇
○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件（厚生労働三六）
○経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件（同三七）
○看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件（同三八）
○電気事業法第七十条第二項において準用する同法第六十九条第一項の規定に基づく登録安全管理審査機関の登録の更新をした件（経済産業四二）　一〇
○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件（国土交通二〇八）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同二〇九）　一一
○航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の一部を改正する件（同二一〇）
○津波に関する海上予報及び海上警報の発表形式の一部を改正する件（気象庁二）　一二

〔国会事項〕　一三
〔人事異動〕
内閣　内閣府　消費者庁　法務省　財務省　一三

〔官庁報告〕
国家試験
平成二十四年度一級及び二級造園施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付（国土交通省）　一三

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、佐賀東部土地改良区の土地改良事業計画変更の適当決定関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分関係　二三
会社その他　二三

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十条中「社会福祉士登録申請書」の下に「に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第十三条第一項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第十三条第一項において同じ。）を添えて、これ」を加える。

第十二条中「登録事項変更届出書」の下に「に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び当該変更が行われたことを証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更が行われたことを証する書類とする。）を添えて、これ」を加える。

第十三条第一項中「登録証再交付申請書」の下に「及び戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し」を加える。

第二十一条を次のように改める。

（介護福祉士試験の受験資格）

第二十一条　法第四十条第二項第六号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省厚生労働省令第二号）別表第五に定める高等学校等に係る教科目及び単位数を修めて、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者

二　インドネシア人介護福祉士候補者（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたインドネシア人をいう。）、フィリピン人介護福祉士候補者（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定附属書八第一部第六節1(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたフィリピン人をいう。）又はベトナム人介護福祉士候補者（平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡1(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたベトナム人をいう。）であって、三年以上介護等（法第二条第二項に規定する介護等をいう。次条第四項及び第二十三条第二項において同じ。）の業務に従事した者

第二十二条第四項中「法第二条第二項に規定する介護等（次条において「介護等」という。）」を「介護等」に改める。

第二十六条中「を厚生労働大臣」とあるのは「に法第三十九条各号のいずれかに該当することを証する書面を添付し、これを厚生労働大臣」を「限る。第十三条第一項」とあるのは「限る。第二十六条において準用する第十三条第一項」と、「写し。第十三条第一項において同じ。）」とあるのは「写し。第二十六条において準用する第十三条第一項において同じ。）及び法第三十九条各号のいずれかに該当することを証する書面」に改める。

附則第一条の二中「第二十一条」を「第二十一条第一号」に改め、「のうち、」の下に「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第二十五号）による改正前の」を加える。

（精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第二条　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「精神保健福祉士登録申請書」の下に「に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第十四条第一項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第十四条第一項において同じ。）を添えて、これ」を加える。

第十三条中「登録事項変更届出書」の下に「に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び当該変更が行われたことを証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更が行われたことを証する書類とする。）を添えて、これ」を加える。

第十四条第一項中「登録証再交付申請書」の下に「及び戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十一条及び第二十二条第四項並びに附則第一条の二の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十六条の改正規定中「を厚生労働大臣」とあるのは「に法第三十九条各号のいずれかに該当することを証する書面を添付し、これを厚生労働大臣」を「写し。第十三条第一項において同じ。）」とあるのは「写し。第二十六条において準用する第十三条第一項において同じ。）及び法第三十九条各号のいずれかに該当することを証する書面」に改める。

○環境省令第四号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十七条の十二の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月六日　環境大臣　石原　伸晃

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第一号中「年二回以上（一年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が六月以上の揮発性有機化合物排出施設に係る測定については、年一回以上）」を「年一回以上」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第二十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百四十九号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年十月三日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年三月六日　内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　北海信用金庫

二　住所　北海道余市郡余市町黒川町四丁目五番地

○内閣府告示第二十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百五十一号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年十一月十六日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年三月六日　内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　川崎信用金庫

二　住所　神奈川県川崎市川崎区砂子二丁目十一番地一